

札幌市競争入札参加資格者指名停止等措置要領及び同運用指針の改正について（概要）

札幌市では、談合等の不正行為に対する抑止力を高めるため措置の強化を図ることのほか、改正独占禁止法が平成18年1月4日に施行されたこと等に伴い、指名停止等措置要領及び同運用指針の一部の改正を行った。

● 主な改正内容及び理由

1 談合等不正行為に対する抑止力強化

入札不正行為である談合等の悪質な不正行為が、依然として数多く行われており、より厳正な対応が求められていることから、これらの行為の抑止策として、指名停止期間を加重するほか、併せて地域区分の見直し等を行い、措置の強化を図った。

(1) 地域区分及び役職区分の見直し

「道内」と「道外」の地域区分によって指名停止期間を設けていたが、「本市(本市に対するもの)」と「本市以外(本市に対するもの以外)」の区分に整理し、措置の強化を図るとともに、贈賄については、事業者の逮捕された者等の役職により定めていた指名停止期間の区分を廃止して、独占禁止法違反等の場合と同様の整理とし、併せて措置の強化を図った。

また、道外における競売入札妨害又は談合については、道外の場合も使用人の逮捕等を措置対象に追加した。

(2) あっせん利得処罰法違反についての規定を追加

停止期間等については、贈賄と同様とし措置要件として追加した。

指名停止期間等の新旧対照表

別表2	改正後(18.04.01適用)			改正前			
	停止要件	該当項目	指名停止期間	停止要件	該当項目	指名停止期間	
1 贈賄容疑による逮捕又は公訴提起	(1) 本市の職員	24月	本市職員への贈賄容疑による逮捕又は公訴提起	(1) 代表役員等	12月～24月		
				(2) 一般役員等	9月～24月		
	(2)(1)以外の公共機関の職員	4月～18月		(3) 使用人	6月～24月		
2 独占禁止法違反	(代表役員等) (代表役員等以外) ※1	(6月～18月) (4月～18月)	他の道内公共機関職員への贈賄容疑による逮捕又は公訴提起	(1) 代表役員等	6月～18月		
				(2) 一般役員等	4月～12月		
				(3) 使用人	2月～6月		
	(1) 本市との契約 (2)(1)以外の業務	4月～18月		(1) 代表役員等	4月～12月		
				(2) 一般役員等	2月～6月		
				(3) 使用人	1月～3月		
3 競売入札妨害又は談合容疑による逮捕又は公訴提起	(1) 本市との契約	12月～24月	競売入札妨害又は談合容疑による逮捕又は公訴提起	(1) 本市との契約	9月～24月		
				(2) 道内公共機関との契約	4月～18月		
	(2)(1)以外の公共機関との契約	4月～18月		(3) 道外公共機関との契約	3月～12月※2		
4 あっせん利得処罰法違反容疑による逮捕又は公訴提起	(1) 本市業務 (2)(1)以外の業務	24月 4月～18月	あっせん利得処罰法違反容疑による逮捕又は公訴提起	—	—		
				—	—		

※1 贈賄については、要領上、役職区分を廃止したが、本市以外についてのみ、運用指針で「代表役員等」と「それ以外」の停止期間を設定した。

※2 使用人の逮捕を除く。

2 改正独占禁止法施行に伴う改正

平成 18 年 1 月 4 日付で改正独占禁止法が施行され、審判手続き等が見直されたため、この改正を踏まえ中央公共工事契約制度運用連絡協議会が統一的な指名停止の運用のために示している「指名停止モデル」の「運用申合せ」において、独占禁止法違反行為に関する指名停止のタイミング等の改正が行われたことから、モデルの運用申合せに準じた改正を行った。

(1) 指名停止のタイミングの変更等

独禁法に違反したとの判断基準について、次のとおり改正を行った。

改正後(18.04.01 適用)	改正前
1 排除措置命令	1 排除勧告に対する事業者の応諾(事業者が応諾を拒否した場合は、審判手続開始決定後違反があつた旨の審決)
2 課徴金納付命令	2 排除勧告を経ないで課徴金納付命令が出され、審判手続開始請求期限までに審判手続開始の請求がなされないこと(事業者が審判手続開始の請求をした場合は、審判手続開始決定後納付すべき旨の審決)
3 刑事告発	3 刑事告発
4 参加資格者である法人の代表者、参加資格者である個人又は参加資格者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他従業者の独占禁止法違反の容疑による逮捕	

(2) 課徴金減免制度の対応についての規定を追加

課徴金減免制度が適用され、その事実が公表された者に対する指名停止期間については、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間 2 分の 1 の期間にするとの規定を定めた。